

大阪市監査委員 貴 納 順 二
同 松 井 淑 子

住民監査請求について（通知）

令和元年11月25日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、議員から選任された監査委員である田辺信広及び杉田忠裕は、地方自治法第199条の2の規定の趣旨を踏まえ、審査には関与していません。

記

第1 請求の内容

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

1 請求の要旨

（1）請求の趣旨

大阪市は、平成27年度に自由民主党市民クラブ大阪市会議員団へ政務活動費110,295,000円を交付した。

そして、同会派が新田孝市会議員（以下「新田市議」という。）に交付した政務活動費5,502,748円は、資料購入費32,748円、人件費275万円、事務所費242万円に支出された。その内、平成27年度政務活動費返還請求裁判中において事務所費を対象外に充当したとして、自ら平成30年12月18日に100万8,227円を市に返還した。

その後、令和元年6月19日大阪地裁にて89,425円を支払うように判決があり確定している。つまり、109万7,652円を返還した。

大阪市は、平成30年度に自由民主党市民クラブ大阪市議員団へ政務活動費126,711,000円を交付した。

そして、同会派が新田孝市議員（以下「新田市議」という。）に交付した政務活動費5,593,417円は調査研究費62,943円、広報・広聴費111,175円、人件費3,120,000円、事務費336,273円、事務所費1,963,026円に支出された。

大阪市・市会事務局は、判決にて事務所建物については新田市議の自己所有であることを理由とした判決であり、自己所有物件に事務所費を支出することは許されておらず、事務所費1,487,903円は違法な支出である。

また、新田市議の政務活動費の支出は、一般的に見ても納得できない報告書であり、政務活動内容を証明する資料も提示せず、政務活動費使途に関する説明責任が果たされていない。

以下の支出には理由がなく違法な支出である。

費目	支出内容	返還請求額
調査研究費	ガソリン代	¥62,943
事務費	ごみ処理代	¥33,946
事務費	来客用お茶代	¥27,400
事務費	名刺代	¥6,000
事務所費	事務所賃料	¥1,487,903
事務所費	LED取付代	¥307,584
事務所費	鍵交換代	¥9,774
合計金額		¥1,935,550

（２）違法な支出の理由

① ガソリン代

- ・政務活動用車両は軽車両なので燃費はリッター15として走行距離は1万3,305kmにおよぶがどのような政務活動で走行したのか内容が不明なため、支出に理由がない。
- ・ENEOSカードの場合、政務活動用の車両であれば車両番号を黒消しする理由はなく、意図的に消しているため、他の車両への給油であるため、違法な支出である。
- ・コスモ石油カードの場合、商品名を黒消しにする理由はなく、軽車両以外への給油であるために、違法な支出である。
- ・H30.9.18には燃料費とは判断できない支出であるため、違法な支出である。

② ごみ処理代

- ・政務調査活動で出るごみ処理は、一般家庭ごみとして処理可能なはずで、違法な支出である。

③ 来客用お茶代

- ・お茶、コーヒー、エビアンを購入しているが、来客用と職員用の区別がされているのかがわからず、職員分も含まれると理解して按分が必要と考える。
来客用としては3割程度と考え27,400円は違法な支出である。

④ 名刺代

- ・名刺については按分5割としているが、政党活動、議員活動、税理士として按分すべきである。
政務活動としては3割程度と考え6,000円は違法な支出である。

⑤ 事務所賃料

- ・平成27年度分政務活動費裁判に於いて、事務所は新田市議本人の所有物であるとされている賃料と来客用駐車代2台分も同じ敷地内であるから違法である。

⑥ LED取付代

- ・LED取付代金は政務活動とは全く関係ないため、支出は違法である。

⑦ 鍵交換代

- ・鍵交換代金についても、政務活動とは全く関係ないため、支出は違法である。

よって、監査委員は、市長に対し、自由民主党市民クラブ大阪市議員団所属の「新田市議」の平成30年度の政務活動費の違法支出額1,935,550円を返還させるなど、必要な措置を講じるように勧告することを求める。

地方自治法第242条1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

2 補正内容

職員措置請求書の内容について、一部に補正が必要な箇所が認められたことから、補正を求めたところ、請求人から令和元年12月5日に補正書が提出された。

(1) 補正書（令和元年12月5日提出）

① ガソリン代について

政務活動をする自動車ナンバー、車種も黒塗り支払のカードも多数ガソリンもハイオク？レギュラーも分らない、市民に政務活動費を公表するのに職員がチェックも出ていない。（黒塗りにする必要があるのか）

② ごみ処理代

市民が知りえる情報とは、事実証明書として提出している物だけでそれ以上調べるとしたら違法な行いになる。職員は公表に当たり他の議員でごみの処理代まで出ている議員と調べるべきで職員の職務怠慢である。

③ 来客用お茶代

事務所に於いて政務活動をする来客者の資料も出ていないのにどうしてインターネット公開できるのか市民感覚が抜けていると思う。

事実証明書は職員が公表する資料は出している。

④ 名刺代

今年選挙前に選挙対象地域に全戸のポストに配られていたそれは選挙活動で政務活動ではない、全戸に配られていなくても政務活動の枚数ではない職員は確認したのか。

⑤ 事務所賃料

平成27年度分政務活動費返還裁判に於いて提出された甲号証において判断されている物を事実証明書とする。写真1枚 裁判判決文38枚 裁判証拠10枚

⑥ LED取付代

LEDランプの数の多さに違和感があり、市民が直接確認に行くことも出来ない、又政務活動費で支出するべきではない事実証明書は市が公開しているものしか市民は提出できない。現地調査して頂きたい。

⑦ 鍵交換代

⑥と同じで市が公開しているものでしか補正できませんが政務活動費で支出するものか、議員報酬で出すべきものであると主張したい。

証拠となるもの事実証明書となるものは請求人が集められるものとは限られていて、市側から出されたものでしか提出出来ないのがもどかしい。

第2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討する。

本件請求において請求人は、平成30年度に自由民主党市民クラブ大阪市議員団へ交付された政務活動費のうち新田議員に係るものとして次の7点は政務活動費として違法な支出であるにもかかわらず、本市職員等がその内容を確認せず公金の支出をしていることが違法不当であると主張していると解される。

(1) ガソリン代については、(ア)どのような政務活動で走行したのか内容が不明であ

るため支出に理由がない、（イ）車両番号や商品名を黒消しする理由はなく、他の車両や軽車両以外への給油であるため違法な支出である、（ウ）燃料費とは判断できないため違法な支出である。

（２）ごみ処理代については、政務調査活動で出るごみは一般家庭ごみとして処理可能なはずであり、違法な支出である。

（３）来客用お茶代については、来客用と職員用の区別がされているのかがわからず、職員分も含まれると理解して按分が必要であり、来客用としては３割程度と考えその余りは違法な支出である。

（４）名刺代については、政党活動、議員活動、税理士として按分すべきであり、政務活動としては３割程度と考えその余りは違法な支出である。

（５）事務所賃料については、平成27年度分に係る政務活動費返還請求裁判において、事務所は新田議員本人の所有物であるとされているため当該賃料及び同じ敷地内にある来客用駐車場２台分に係る駐車代は違法な支出である。

（６）LED取付代については、政務活動と全く関係ないため違法な支出である。LEDランプの数の多さに違和感があり、政務活動費で支出するべきではない。

（７）鍵交換代について、政務活動と全く関係ないため違法な支出である。

（１）について、請求人は、ガソリン代の領収書等の記載内容がどのような政務活動で走行したのか内容が不明である、他の車両及び軽車両以外への給油である、燃料費とは判断できないから当該支出は政務活動費に該当しない違法不当な支出であると主張する。

しかしながら、政務活動費に該当しないことを理由づける具体的な事実の主張はなく、請求人の当該主張事実をもって、ガソリン代62,943円が政務活動費に該当しない支出、あるいは不当な支出であると具体的な理由により違法不当性を主張しているとまで判断することはできない。また、支出の違法性を証する書面の提出もない。

（２）について、請求人は、政務調査活動で出るごみは一般家庭ごみとして処理可能なはずであるから当該支出は政務活動費に該当しない違法不当な支出と主張する。

しかしながら、政務活動費に該当しないことを理由づける具体的な事実の主張はなく、請求人の当該主張事実をもって、ゴミ処理代33,946円が政務活動費に該当しない支出、あるいは不当な支出であると具体的な理由により違法不当性を主張しているとまで判断することはできない。また、違法性を証する書面の提出もない。

（３）について、請求人は、来客用と職員用の区別が不明である、職員分も含まれると考えて按分が必要である、来客用としては３割程度であるから、当該支出は政務活動費に該当しない違法不当な支出と主張する。

しかしながら、政務活動費に該当しないことを理由づける具体的な事実の主張はなく、請求人の当該主張事実をもって、来客用お茶代27,400円が政務活動費に該当しない支出、あるいは不当な支出であると具体的な理由により違法不当性を主張しているとまで判断することはできない。また、違法性を証する書面の提出もない。

(4) について、請求人は、名刺代は、政党活動、議員活動、税理士として按分すべきである、政務活動としては3割程度であるから、当該支出は政務活動費に該当しない違法不当な支出と主張する。

しかしながら、政務活動費に該当しないことを理由づける具体的な事実の主張はなく、請求人の当該主張事実をもって、名刺代6,000円が政務活動費に該当しない支出、あるいは不当な支出であると具体的な理由により違法不当性を主張しているとまで判断することはできない。また、違法性を証する書面の提出もない。

(5) について、請求人は、事務所賃料につき、平成27年度分に係る政務活動費返還請求裁判において、事務所は新田議員本人の所有物であるとされているが、自己所有物件に政務活動費を支出することは許されていないから当該賃料及び同じ敷地内にある来客用駐車場2台分に係る駐車代は違法な支出であると主張していると解される。

しかしながら、事実証明書として提出された事務所の貸主である法人の閉鎖登記簿謄本には平成5年10月1日に新田議員が当該法人の代表取締役就任したことが記載されているものの、同じく事実証明書として提出された判決文の「前提事実」によれば、平成23年4月1日頃の当該法人の代表取締役は新田議員の長男である、との記載があることから本件請求の対象である平成30年度の政務活動費の支出に係る期間に当該事務所や駐車場が新田議員の所有物であることを証する事実証明書とはなっていない。

(6) について、請求人は、LED取付代につき、政務活動と全く関係ない、LEDランプ数の多さに違和感があるから政務活動費に該当しない違法不当な支出と主張する。

しかしながら、前記判決書によれば事務所は約55.97平方メートルと判断できるところ、請求書をもってしても明らかに不相当な取付工事台数ともいえず、請求人の当該主張事実をもって、本件LED取付代307,584円が政務活動費に該当しない違法不当な支出であると具体的な理由により違法不当性を主張しているとまで判断することはできない。また、違法性を証する書面の提出もない。

(7) について、請求人は、鍵交換代については、政務活動と全く関係ないため違法な支出であると主張する。

しかしながら、請求人の当該主張事実をもって、本件鍵交換代9,774円が政務活動費に該当しない違法不当な支出であると具体的な理由により違法不当性を主張しているとまで判断することはできない。また、違法性を証する書面の提出もない。

以上から、本件請求は、本市職員等による当該行為等が違法不当とする個別具体的な違法事由の主張がなく、また、違法性を証する書面の提出もないことから、住民監査請求の対象になるとはいえない。

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるをえない。